

# 新千歳空港建設促進期成会

## 規 約

### (目 的)

第 1 条 本会は、新千歳空港の早期完成を図ることを目的とする。

### (名称および所在地)

第 2 条 本会は、新千歳空港建設促進期成会と称し、事務局は札幌市に置く。

### (事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国会、関係官公庁、その他関係機関に対する必要な陳情・請願
- (2) 建設促進並びに空港機能の高度化に必要な調査・研究および広報活動
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

### (組 織)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同する団体をもって組織する。

### (役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

2. 役員は、総会（書面総会を含む）において選任し、任期は2年とする。  
但し、再任は妨げない。

監事は、会長が指名する。

3. 会長は、本会を代表し会務を総理する。

4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5. 理事は、本会の主要事項の審議並びに会務の運営にあたる。

6. 監事は、会計を監査する。

### (顧 問)

第 6 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(会 議)

第 7 条 会議は、総会（書面総会を含む）および理事会とし、必要に応じて召集する。

(会 計)

第 8 条 本会の経費は、負担金・寄付金およびその他の収入をもってこれにあて、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事 務 局)

第 9 条 本会に事務局を置き、事務局長以下必要な職員については会長が委嘱する。

(会長委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 附 則

1. この規約は、昭和47年4月3日から施行する。
2. この規約は、昭和63年8月31日から改正施行する。
3. この規約は、平成22年12月28日から改正施行する。